

障害を理由とする差別の解消の推進に関する幸田町職員対応要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、町の職員（嘱託員、非常勤職員及び再任用職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定により、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定により、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(監督者の責務)

第5条 職員のうち、課長又はこれに相当する職以上の職にある者（次条第2項第2号及び第4項において「監督者」という。）は、前2条に規定する事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関する理解を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者（第4号及び次条において「障害者等」という。）から相談等（職員による不当な差別的扱い又は職員の合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等をいう。第4号及び次条において同じ。）があった場合は、その状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- (4) 相談等の問題の解決に向け障害者等と調整を行うこと。

(相談体制の整備)

第6条 障害者等からの相談等に的確に対応するため、企画部人事秘書課に相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口は、次に掲げる事項について対応するものとする。

- (1) 相談窓口への障害者等からの相談等
- (2) 監督者による相談等の問題の解決が困難である場合の相談

3 第1項の相談窓口は、前項各号に掲げる事項について、次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 第5条第2号に規定する確認をすること。
- (2) 問題の解決に向け障害者等と調整し、是正措置及び再発防止策を採ること。

4 相談窓口は、前項に規定する措置の結果について、相談等を行った者及び相談等に係る監督者に通知するものとする。

(研修及び啓発)

第7条 町長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。